

## 経営改善計画策定支援事業に係る留意事項

平成 25 年 7 月 10 日  
(平成 25 年 12 月 13 日改訂)  
中小企業庁事業環境部金融課

「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」の記載のうち、特に問い合わせ等が多い事項について、次のとおり留意事項を補足します。

認定支援機関は、本事業において計画策定支援を実施する際は、これらの留意事項を踏まえて実施して下さい。

### ○計画策定支援費用について

「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」の良くあるご質問（FAQ）、Q1-2において、「経営改善計画策定支援及びモニタリングに係る費用は、事業者の事業規模等を勘案して、適切な金額となるようご検討ください。」と記載しています。

この記載の趣旨は、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」においては借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者を支援対象としていることから、事業者の早期の自立を促していくためにも、本事業により中小企業・小規模事業者の過度な費用負担が生じることを避ける必要があるというものです。これまでは、金額の適切性を個別に判断しておりましたが、この趣旨に沿った中小企業・小規模事業者の支援の実現及び事務処理の迅速化の観点から、企業規模等に応じた本事業の費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（消費税を含む）に関する原則的な考え方を下記表のとおり整理しました。

なお、認定支援機関による計画策定後のモニタリング業務については、事業者の事業規模等に応じた適切な頻度、金額とすることに加え、計画の進捗状況についての報告先（計画に同意した金融機関）との関係で必要となる範囲内で実施するということが、本事業における基本的な考え方となっておりますので、この点にもご留意下さい。

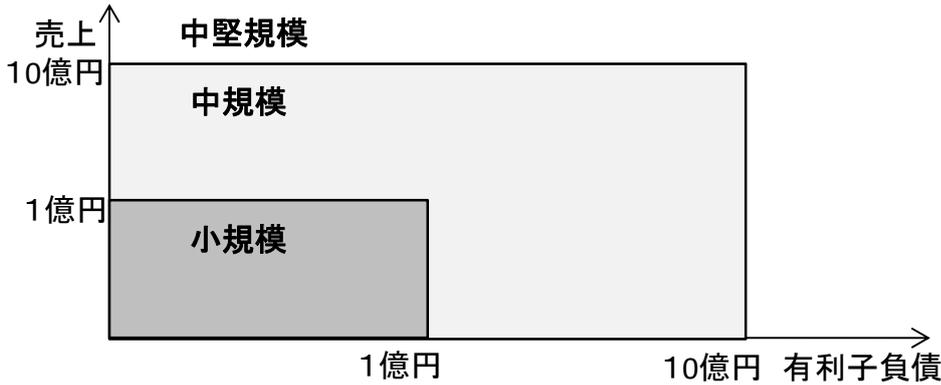
また、例外として、小規模、中規模の事業者については、費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額が下記表に示した金額を超える場合（例えば、債権放棄案件に係る費用）は、利用申請書（「8. その他」の欄）にその旨と理由を記載して下さい。

記

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額 (モニタリングを含む)
小規模	売上 1 億円未満 かつ 有利子負債 1 億円未満	100 万円以下 (うちモニタリング費用は総額の 1 / 2 以下)
中規模	売上 10 億円未満かつ 有利子負債 10 億円未満 (小規模を除く)	200 万円以下 (うちモニタリング費用は総額の 1 / 2 以下)
中堅規模	売上 10 億円以上 または 有利子負債 10 億円以上	300 万円以下 (うちモニタリング費用は総額の 1 / 2 以下)

※平成 25 年 7 月 10 日以降、経営改善支援センターから受理通知を発行する申請案件が対象

## 中小企業区分の考え方



### ○金融支援（新規融資の取扱い）について（平成25年12月13日改訂）

本事業における金融支援とは、条件変更等と融資行為（借換融資、新規融資）を指します。

ただし、計画において金融支援として融資行為のみを予定する場合には、支払申請の際、当該融資行為を実施する予定である金融機関から

- ・申請者が財務上の問題を抱えている
- ・当該融資が、真に申請者の経営改善・事業再生に必要な範囲での融資である

旨を記載した金融支援に係る確認書面の提出が求められます。

金融支援の一例は次のとおりです。

金融支援の内容		具体的な手法等の例
条件変更等		金利の減免、利息の支払猶予、元金の支払猶予、DDS、債権放棄
融資行為	借換融資	同額借換（事実上の借入期間の延長を含む）、債務の一本化
	新規融資	新規での貸付実行

#### 【参考】（改定前）

「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」の良くあるご質問（FAQ）、Q3-2において、「経営改善計画における金融支援は、リスク等のほか新規融資を含みます。ただし、金融機関調整を行うことを前提とせず、当初より新規融資のみを目的として計画策定を行う場合の利用申請は、支援センター事業の費用負担の対象とはなりません。」と記載しています。

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の対象事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者であり、ここでいう「新規融資のみ…は、…対象とはなりません」との記述の趣旨は、新規融資については、他の金融支援（条件変更等）とともに実施するなど、既存の借入金の月々の返済負担を軽減した上で実施されるもののみが対象となるということです。なお、借り換えのための新規融資（借換融資）については、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されるものは、本事業による費用負担の対象となりますが、実態として既存の借入金についての月々の返済負担が軽減されないものは、本事業による費用負担の対象とはなりません。

また、支払申請にあたっては、支払申請書の「8. その他」に経営改善計画に織り込まれた金融支援の概要を記載してください。

<金融支援に係る確認書面の記載例1>

平成〇年〇月〇日

金融支援に係る確認書

- 〇〇商工会議所
- 〇〇経営改善支援センター

この度、当行は、●●株式会社が、(財務上の問題についての具体的な記載(例)実質債務超過の状態にあつて、(例)〇期連続赤字決算となつており)、財務上の問題を抱えていること、「●●株式会社 経営改善計画(平成●年●月●日付)」に盛り込まれた金融支援が融資行為のみではあるものの、当該融資行為は、(融資の目的・用途についての記載(例)短期の運転資金に係る融資であり、(例)生産設備の老朽化による入替のための設備資金に係る融資であり)、真に申請者の経営改善・事業再生に必要な範囲で行われる金融支援であることを確認し、報告します。

株式会社〇〇銀行〇〇支店  
支店長 〇〇 〇〇 印

＜金融支援に係る確認書面の記載例2＞  
～同意書と共に確認する場合～

平成○年○月○日

事業者名

株式会社○○銀行○○支店  
支店長 ○○ ○○ 印

経営改善計画についての同意書

当行は、認定経営革新等支援機関の支援により策定された平成●年●月●日付「●●●●●  
会社 経営改善計画案」に基づく金融支援内容に同意いたします。

本同意は、●●株式会社に対する経営改善に必要な取引金融機関の全行から経営改善計画  
への同意が得られることを停止条件として効力を生ずるものとします。

また、この度、当行は、●●株式会社が、(財務上の問題についての具体的な記載 (例)  
実質債務超過の状態にあって、(例) ○期連続赤字決算となっており)、財務上の問題を抱え  
ていること、当該計画に盛り込まれた金融支援が融資行為のみではあるものの、当該融資行  
為は、(融資の目的・用途についての記載 (例) 短期の運転資金に係る融資であり、(例) 生  
産設備の老朽化による入替のための設備資金に係る融資であり)、真に申請者の経営改善・  
事業再生に必要な範囲で行われる金融支援であることを確認し、報告します。